

2015 忍者の里伊賀上野シティマラソン

参加者募集

地域文化の交流とスポーツ活動を通して健康的な地域づくりを進めるため、伊賀上野シティマラソンを開催します。あなたも風になって忍者の里をかけぬけてみませんか。

- ◆と き **11月29日(日)** 午前9時～
- ◆と ころ 開・閉会式：上野西小学校グラウンド
スタート・ゴール：市役所本庁舎周辺



【種目・対象者】

- ハーフマラソン・10km・5km：高校生以上
 - 3km：小学校4年生～中学生
 - ファミリージョギング（約2.7km）：小学生以上
- ※小学校3年生以下は保護者と一緒にお申し込みください。

【参加料】

- ハーフマラソン：3,500円
- 10km：3,000円
- 5km：2,500円
- 3km：1,000円
- ファミリージョギング（一般）：1,500円
- ファミリージョギング（小・中学生）：1,000円

【申込方法】

①郵便局の窓口をご利用の場合

所定の専用振替払込用紙に必要事項を記入の上、参加料を添えて最寄りの郵便局でお申し込みください。

②実行委員会事務局へ持参の場合

所定の専用振替払込用紙に必要事項を記入の上、参加料を添えて伊賀上野シティマラソン実行委員会事務局（上野丸之内500番地ハイトピア伊賀4階スポーツ振興課内）へ持参してください。

③インターネット・携帯サイトをご利用の場合

「ランネット (RUNTES)」 (<http://runnet.jp/>)、または「スポーツエントリー」 (<http://www.sportsentry.ne.jp/>) からお申し込みください。

【申込期限】

- 専用振替払込用紙・事務局持参：9月18日(金)
- ※消印有効
- インターネット・携帯サイト：10月2日(金)



【申込先・問い合わせ】 伊賀上野シティマラソン実行委員会事務局（スポーツ振興課） ☎ 22-9635 FAX 22-9666

◆ 受給している人は、現況届を提出してください

児童扶養手当・特別児童扶養手当

【問い合わせ】 こども家庭課
☎ 22-9654 FAX 22-9646

■児童扶養手当現況届

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。8月上旬に届く現況届案内通知をご確認ください。

また、提出は内容の確認などが必要ですので、必ず受給者本人がこども家庭課または各支所住民福祉課で手続きをしてください。

※代理人・郵送での提出はできません。

【提出期限】

8月31日(月)

■特別児童扶養手当所得状況届

特別児童扶養手当を受給している人は、毎年所得状況届の提出が必要です。

8月上旬に届く通知をご確認の上、手続きをしてください。
※郵送での提出はできません。

【提出期間】

8月11日(火)～9月10日(木)
※土・日曜日を除く。



※いずれの届出も、受給者の現在の状況や前年の所得などについて確認し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
※子育て包括支援センター（ハイトピア伊賀）では受け付けできません。

◆ 受給している人は、現況届を提出してください

特別障害者手当・障害児福祉手当

【問い合わせ】 障がい福祉課
☎ 22-9656 FAX 22-9662

■特別障害者手当

20歳以上で、身体または知的・精神などに著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の人が対象です。

≪次に該当する場合は支給しません≫

- ①施設に入所しているとき
- ②病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき
- ③受給者とその配偶者、または扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

■障害児福祉手当

20歳未満で、身体または知的・精神などに重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする児童が対象です。

≪次に該当する場合は支給しません≫

- ①施設に入所しているとき
- ②障がいを支給事由とする年金を受けているとき
- ③受給者とその扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

◆認定を受けるには…

これらの手当は、本人（障がい児の場合は保護者）からの請求により認定されます。障がいの状態については、指定の診断書などを提出していただき審査を行います。

【現況届の提出が必要です】

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために現況届（所得状況届を含む。）を提出していただきます。必要書類を送付しますので、必ず提出してください。

期日までに提出されないと、受給資格があっても引き続き手当を受けることができなくなる場合があります。

【提出期間】

8月11日(火)～9月10日(木)
※土・日曜日を除く。

【申請先】

○障がい福祉課 ○各支所住民福祉課